

神戸赤十字病院・地域医療連携ネットワークシステム  
「HAT神戸クロスネット」利用者規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸赤十字病院が設置する地域医療連携ネットワークシステム（以下、「HAT神戸クロスネット」という。）の利用について必要な事項を定めるものである。

(利用者)

第2条 利用者とは、神戸赤十字病院「連携医」のうち、本規程に定めるID、パスワード等の登録を完了した、「HAT神戸クロスネット」参加者のことをいう。

(利用者の責務)

第3条 利用者が、「HAT神戸クロスネット」を利用するに際しては、著作権法及び個人情報保護条例及び法を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、診療情報の共有以外にその情報を利用してはならない。
- 3 利用者は「HAT神戸クロスネット」で入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的での利用、閲覧以外は複製、公開、提供してはならない。
- 4 「HAT神戸クロスネット」の個人情報の取り扱いについては、以下のガイドラインに則り、適切に取り扱わなければならない。
  - ア 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」  
(平成16年12月24日付け医政発第1224001号)
  - イ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」  
(平成17年3月31日付け医政発第0331009号)
  - ウ 『「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に関するQ&A』(厚生労働省ホームページ)  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>
- 5 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードを当該医療機関職員などを含め、利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 6 利用者は「HAT神戸クロスネット」に接続する端末には、セキュリティを維持するためにウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のウィルス定義に更新しなければならない。

(利用者資格等)

第4条 「HAT神戸クロスネット」を利用できる者は第2条に定める利用資格を持つもののみとする。

- 2 ID番号、パスワード等の発行手続きは、神戸赤十字病院 地域医療連携室で受付する。
- 3 「HAT神戸クロスネット」の利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更が生じた場合は、直ちにその旨を地域医療連携室に届けなければならない。

(利用形態)

第5条 「HAT神戸クロスネット」の利用者は、ハードウェアにVPN機器を備えたネットワーク端末を用いてアクセスを行い、情報受信を行うものとする。

(利用時間)

第6条 「HAT神戸クロスネット」の利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対して通知をした上で運用を停止し、不定期に必要なとなった保守点検などの際には予告なく運用を停止するものとする。

(機能等の変更等)

第7条 「HAT神戸クロスネット」の良好な運用を維持するために必要な際には、ネットワークに関する機能または利用時間の変更または停止を行う。

- 2 前項の既定により変更または停止するときは、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(利用者の識別番号の種類)

第8条 利用者の識別番号（以下、「ID番号」という。）は次の2種類とする。

- 1 医療機関ID 診療報酬請求上の医療機関番号
- 2 利用者ID 「連携医」登録番号

(ID番号の利用者)

第9条 ID及びパスワードを利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(ID番号等の管理)

第10条 利用者は、ID番号及びパスワード（以下、「ID番号等」という。）を厳重に管理するとともに、当該IDを受けた本人以外に利用させてはならない。

- 2 利用者の変更等があった際には、すみやかに届出しなければならない。

(ID番号等の取消)

第11条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID番号等は取り消しをするものとする。

- 1 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- 2 法令等の各条項に違反したとき。
- 3 ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告したにもかかわらず改善が認められない場合。

(事務局)

第12条 この規程に定める事務手続き等は地域医療連携室においてその業務を行うものとする。

(附則)

本規程は、平成23年7月14日から施行する。